

平成27年度第1回日進市障害者自立支援協議会議事録

日 時 平成27年8月4日（火）13時30分～16時15分

場 所 日進市役所4階第2会議室

出席者 24名

手嶋雅史、長谷川了示、山田華三、林和子、立川有美、廣井香代子、吉橋一典、伴律子、神谷真里、興梠精視、田中美保乃、伊藤宣子、山下友彦、熊谷豊、木村誠子、山本かおり、川上智宏、長谷川厚、田中一男、梶浦慶子、山本みね子、飯島聡子、佐野拓雄、竹内亜希子（順不同）

欠席者 なし

アドバイザー 川上雅也（尾張東部圏域アドバイザー）

事務局 山中和彦（健康福祉部部长）、水野隆史（地域福祉課長）、柏木晶（同課長補佐）、久野倫太郎（同主事）、川本賀津三（介護福祉課長）、祖父江直文（同主幹）、松浦理早（同課長補佐）、小塚佳子（同係長）

宮田恒治（障害者福祉センター施設長）、堀之内（障害者相談支援センター長）、伊藤優子（同相談支援専門員）、山（同相談支援専門員）、西岡（同相談員）、満田（同相談支援専門員）、山本（同相談員）

傍聴の可否 可

傍聴の有無 無

議 事

1. あいさつ
2. 委員委嘱
3. 会長、副会長選任
4. 地域における障害者自立支援協議会の役割について（講話）
5. 日進市の障害福祉の状況について
6. 尾張東部圏域の状況報告について
7. 議 題 (1) 日進市障害者自立支援協議会について
(2) 平成26年度専門部会活動報告について
(3) 平成26年度障害者福祉センター関連事業実績について
(4) 平成27年度障害者福祉センター事業計画について
8. その他 (1) 移動に対する支援について
(2) 障害者差別解消法に関する報告事項について
(3) その他

事務局（センター）	定刻の時間になりましたので、平成27年度第1回日進市障害者自立支援協議会を開催いたします。 今回は、平成27年度初めての協議会となります。委員の任期は平成27年度、28年度の2か年となっています。委嘱書につきましては、皆様の机の上にあらかじめ置かせていただいています。これをもって委員の委
-----------	---

	<p>囑に代えさせていただきますので、よろしくお願いいたします。</p> <p>本日、2名の委員から遅れるとの連絡をいただいています。本協議会は、日進市附属機関の設置に関する条例施行規則第4条により、会の成立には半数以上の出席が必要となっており、現在22名のご出席をいただいています。よって、本日の会議は成立します。</p> <p>それでは、始めに、日進市健康福祉部の山中部長より、あいさつを申し上げます。</p>
健康福祉部長	あいさつ
事務局（センター）	部長は公務の都合上、退席いたします。続きまして、委員の皆様および事務局の自己紹介をお願いいたします。
委員他	自己紹介
事務局（センター）	次に、会長及び副会長の選任に移ります。日進市附属機関の設置に関する条例施行規則第3条では、会長は委員の互選により定めることとなっております。立候補またはご推薦などございませんでしょうか。
委員	昨年度に引き続き、手嶋先生にお願いしたいと思います。
事務局（センター）	手嶋委員にお願いしたいというご発言がありましたが、手嶋委員に会長をお願いすることでよろしいでしょうか。
委員	（拍手）
事務局（センター）	皆様のご承認をいただきましたので、手嶋委員に会長をお願いしたいと思います。
	つづきまして、副会長の選任になります。副会長につきましては、同じく施行規則第3条により、会長が委員の中から指名することとなっております。会長からご指名をお願いいたします。
会長	吉橋委員にお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。
事務局（センター）	それでは、お二人は前の席に移動をお願いいたします。会長、副会長になられました、お二人から一言ずつご挨拶をお願いいたします。
会長	改めましてよろしくお願いいたします。熱中症で倒れた方が愛知県で、千名を超えるという情報が入りまして、本会はスムーズな進行をと思って

	<p>います。議論は熱く、冷静な会にしていきたいと思いますのでよろしくお願ひします。</p>
副会長	<p>会長ともども、会の運営がスムーズにいくよう努めてまいりますので、よろしくお願ひいたします。</p>
事務局（センター）	<p>ありがとうございました。【本日の会議資料確認】</p> <p>議事に入る前に、本日の会議の傍聴希望者はいらっしゃらないということで、このまま進めさせていただきます。</p> <p>本日は、自立支援協議会の第1回ということで、次第にありますように、「地域における障害者自立支援協議会の役割について」のお話を手嶋先生にお願いしていますので、このまま、手嶋先生にお話をいただきたいと思ひます。</p>
講 師	<p>自立支援協議会がどのような制度・仕組みのなかで用意されているかということについてお話をさせていただきます。レジュメはお手元にある内容です。（以下、パワーポイントを用いて説明）</p> <p>この写真は8月7日広島原爆の様子です。我が国の社会福祉の基礎はここから始まったといわれています。基礎構造改革という命題のなかで今の制度が始まっています。この時代、この風景から先人の努力によって積み上げられているわけで、子どもたちが浮浪児として巷にあふれ、戦病傷者が帰国してきました。憲法25条のもとで措置制度という制度をつくり最低限度の生活を守る施設をつくってきました。医療・教育・生活すべてでできる場所として施設がつくられました。</p> <p>これまでの障害福祉施策は障害種別ごとに施設整備を進めてきました。そのためサービスが障害種別ごとに制度化されました。2003年以降、具体的な施設をみて種類だけでも56種類におよぶ施設が存在していました。その中で施設が、どういったところなのか、わかりにくくなっていました。</p> <p>高度経済成長が始まると、最低限度の生活より下にいる人たちを支えるために始まった福祉制度が、1970年代を境に生活困窮者のためのサービスというわけではなくなってきました。お金を持っていようがいなかろうが関係なく支援が必要となっており、基礎構造の中で最低限度の生活を保障するだけでなく、自分たちに合ったサービスを選ぶことが必要となってきました。支援・契約という仕組みに移した方が良いのではというのが介護の方で始まりました。契約制度というものに障害福祉の方も基礎構造改革が行われてきました。それでは、2000年以降に、障害分野の施策が移ったプロセスを説明します。</p> <p>ここにパスタの機械に例えて説明します。56種類を全部つまみ、一</p>

枚の生地にししました。四つのみ穴をあけてあります。訪問系・日中活動系・居住系・相談系の四つの穴から障害種別関係なく、全て出そうということにし、出てきた形が次の表になるわけです。

左側の枠が措置の時代の施設一覧です。施設サービスが基本になって、最低限度以上の生活が充実してきました。居住サービスでいろいろな工夫をしてきたが、それだけではやっていけなくなりました。そこで基礎構造改革の名のもとで、訪問系・日中活動系・居住系・相談系の四つから、移行期間5年で出てきました。国が一番柱に置いていたのが、脱施設化だったが、成し遂げたわけです。24時間施設の経営者だった場合、どこから出るかは迷うはずです。日中活動系で出ると思ったとき、夜のサービスをどうするかは困ることになる。居住系で出るときには、昼間の活動系をどうするかが困ることになる。入所施設の昼の契約・夜の契約が解体され、制度設計上選ぶことができるようになりました。図右の部分、訪問系の移動支援、日中活動系の地域活動センター等、居住系の福祉ホーム、相談系の基本相談支援に関心を寄せていただきたいと思います。1997年を境に日本では経済系のパラダイムシフトが大きくなされ、成長社会から成熟社会へ移りました。有名なのは山一証券の破産で、銀行でも潰れてしまう。一つの会社に身を置けば良いという終身雇用社会が終了したのです。国が最後まで面倒をみってくれるわけではなくなりました。みんな一緒にそれぞれ一人一人の生活の形になったということです。結婚式で昔は引き出物を同じものをセットしていたものですが、今は、ギフトカタログが渡されて一人一人別々に注文する時代になりましたね。家には黒電話しかなかったのが、今は一人1台ずつ電話を持っています。テレビ番組もみんな一緒のものを見ていたものです。学校教育も6年生から大きくプログラムが変わっています。覚える力・情報処理力・正解主義から、つなげる力・情報編集力・修正主義へその都度状況を変えてきています。制度を変えていくより、支援を変えていくことになります。ジグソーパズル型の支援を今までしていたが、今後はルービックキューブ型が必要になっています。消費者として生きていくのではなく、福祉サービスを創設していく編集者として生きていくこと、当事者が自立支援協議会に編集者として入っていくことが重要なわけです。銀河系の写真と台風の目の写真。惑星が何億万年先どこまで移動するかはノートパソコンで計算ができます。しかし、台風は、画像は綺麗に見えますが、今日できた台風が明日どこに移動するかは予測できません。科学のパラダイム変化のように、障害福祉の分野でも一つ一つジグソーパズルのように埋めて行けば、障害者の生活が幸福になるというわけではなくなりました。過去をそのまま延長して予測できる世界は、科学の世界にも福祉の世界もなく、みんな一緒という正解もありません。入所施設の場合はできたが、求めるものが一人一人違う中では、共通のものをつくるのに正解はないということを理解しなければなりません。

サービスの種類と量は予測できるが、どれだけ一人一人のニーズを満たせるかは、自立支援協議会で、皆で考えていかなければなりません。これが障害者総合支援法の振る舞い方です。

先ほどの訪問系・日中活動系・居住系・相談系の図右側、地域生活支援事業について、自立支援協議会を理解するために、この区別をつけないとサービスが理解できないと思います。障害者には支援区分認定が用意しており、高齢者のためには介護認定があります。それによって使える金額が決まります。障害者の支援区分認定では使える種類が決まってきます。障害者の支援区分認定の使われ方ですが、薄くグレーで彩ってある部分は、サービスの非該当の部分です。行動援護を使いたい人は、支援区分認定3以上という目安があります。全てのサービスに支援区分認定の目安が設定されていて、自立支援給付といます。訓練等給付というもう一種類について、支援区分は使えるサービスを決めるが、訓練等給付は区分に関わらず使えます。訓練等給付は施設の時代にはなかったサービスです。福祉サービスは困った人、助けなければならない人から順番に使っていくサービスでありました。就職があと一歩でできる方は障害支援としては一番遠い位置にあり、困ってからでないと助けられなかった。それはおかしいということで、抜本的な就労支援を2006年から組み立てたわけです。障害支援区分関係なく、国が責任を持ってサービスを提供することになりました。

地域生活支援事業の話。2003年に当事者・家族に説明をするときに不安に思われたのがこの部分です。支援区分の調査員が来るとしたとき、今までのサービスが使えなくなることが有り得るという恐怖だったと思います。非該当になるとサービスが使えないのではないかと。介護給付と地域生活支援事業の区別を丁寧に説明しきれなかったため、サービスがなくなるという誤解を受けました。そうではなく、グレーの部分は、地域生活支援事業で見えていくことになります。北海道から沖縄まで、日本国民は支援区分認定を受ければ、必ずサービスを保障されなければならないのが左側の部分です。しかし、北海道、東京、沖縄の困りごとのためのサービスは、この部分では共通かもしれないが、地域に密着して自立しようと思っている人にとっては共通のサービスにはなっていません。例えば、東京・名古屋では地下鉄やバスが無料で使え、たいへん便利ですが、ここで暮らす人たちのニーズと、日進市で暮らしている人とは状況が異なってきます。全国で一律に行うのが左の介護給付、訓練等給付であり、右側が市町村ごとで、必要なものを考えていくものを地域生活支援事業という名前にしますよということにし、訓練等給付に $+\alpha$ という大きな肝をつくりました。どんなサービスをつくっていったらいいのかということを考えていくためのエンジンとして、自立支援協議会を組織するよう国は制度設計しました。自立支援協議会が機能していない市町村は、右の地域のサービスが機能し

	<p>ないこととなります。それぞれニーズに合った使い勝手の良いサービスを皆でつくっていく必要があるわけです。皆、一緒のサービスはありません。より一人ずつのニーズに合ったサービスの根拠を考えて、相談支援専門員が一人一人のサービス等利用計画を作って差し上げて、必要なサービスをつくっていきましょうということになります。</p> <p>それぞれの立場で話をするのはもちろんですが、相手の立場を考慮して、その時、その時、折り合いをつけながら、まずは今、どんなサービスが必要なのかを皆さんで議論して、市民の皆様が暮らしやすくなるよう繰り返し、繰り返しつくっていくことが協議会の主旨です。</p> <p>個別支援計画を大事に作っていき、どんなことが日進市のなかで当面必要なのか、どんな方向性にしていったらいいのか、どんな暮らしを望んでいるのかを議論していくこととなります。議論を予測するのではなく、予見していくわけです。完成図形はなかなかできないかもしれないが、状況、状況で、少しずつルービックキューブの面を揃えて行く活動、それがまさに自立支援協議会であり、私たちの任務であり役割であるということです。</p> <p>これが今日お話ししたかったことの概要です。</p>
事務局（センター）	<p>ありがとうございました。それでは手嶋先生には、引き続きになりますが、会長としてこの後の進行につきまして、よろしくお願いします。</p>
会長	<p>それでは、次第の5「障害者福祉の状況について」、あらためて日進市の状況についての説明を事務局よりお願いします。</p>
事務局（市）	<p>参考資料1により説明（パワーポイント使用）</p>
会長	<p>ただいま障害者福祉の状況について事務局より説明がありました。今回、初めての委員の方もみえますので、質問の時間をとりたいと思いますが、今回議事が多いので、まとめて時間をとるようにしますので、ご協力ください。では、次第6について、本日、愛知県の尾張東部圏域アドバイザーに出席いただいていますので、国や県、圏域の動向について簡単に結構ですので、お話いただきたいと思います。</p>
アドバイザー	<p>愛知県「アドバイザー会議」（7月10日開催）今年の動きを紹介します。</p> <p>平成27年度の検討事項について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域生活支援拠点の整備について、地域移行・地域定着の受け皿として、また、地域の障害者の重度化、高齢化を視野にそのあり方などを検討することになっています。 ・グループホーム整備促進支援制度について、昨年度の実施状況を踏まえ、より効果的な事業実施を図るとしています。とりわけ精神障害者を対象

にしたグループホームを増やすこととしています。3年目になっています。

- ・精神障害者の地域移行・地域定着支援について、保健・医療分野と福祉分野の連携の推進策などを検討します。一市町一人以上できれば良いのではということでした

意見・報告などとして、

- ・反対運動の動きについて、川上から5カ月におよぶ「地元反対住民との話し合い⇒決裂」についての状況報告と、この問題が発生してきた原因について発言し、県の対応を強くお願いをしました。「地元住民説明会」については、グループホームの愛知県指定申請の際の添付書類（申請調書）となっており、これの必要性について、愛知県と継続協議中です。他の事業に関しては必要ではありません。

※日中活動系サービスの指定申請の強化（平成27年1月指定申請受け付分より）

建築基準法、消防法、その他の法令順守（都市計画法など）に伴うチェックの明確化と、口頭チェックから文書チェックになります

- ・スプリンクラー設置義務化の対応について、今年4月から義務化されたこの課題と県の対応を確認しましたが、「まだ検討していない」と発言がありました。今後、グループホームを増やす上で大きな課題になると思われます。平成30年4月までは経過措置で、区分4以上はスプリンクラーが必要です。

- ・「成年後見」弁護士を弁護士が監督

弁護士の相次ぐ不正を受けて、弁護士が後見人として一定以上の財産を預かる場合、不正をチェックするために、別の弁護士を「後見監督人」として付ける運用を始めました。東京家裁を中心に。「弁護士＝人格者ではない」、「本来、法の番人であるべき弁護士がこれでは…」と嘆く声があちこちから発信されていますが…。

- ・愛知県立瀬戸特別支援学校（仮称）（平成31年開校）の動き（先回からの引き続き）愛知県は、みなみやまランド（瀬戸市南山口町474）の敷地3万1163㎡に尾張北部地区特別支援学校の建設を予定しています。2015年度予算に事業費4967万円を新規計上し、基本設計を発注する見通しです。2019年（平成31年）4月の開校を目指しています。小学部、中学部、高等部の計45学級252人程度の尾張北部地域の知的障害児・者が通う学校を新設するとしています。

- ・第68回厚労省「社会保障審議会 障害者部会」資料（平成27年7月24日開催）より。

移動支援について、全国の60%が通学、27%が通勤OKとしていると聞いて驚いています。

議案は、「高齢の障害者に対する支援の在り方について」。まだ、議事録

がアップされていないので、詳細は分かりませんが、資料によると論点は、いわゆる「65歳問題」のことで、障害福祉サービスの利用者が介護保険サービスへ移行する際の利用者負担についてどう考えるか。障害者総合支援法第7条における介護保険優先原則について、どう考えるか。そもそも障害者総合支援法と介護保険、二つの制度は何が違うのかということですが、総合支援法は、所得が低い人への配慮措置が盛り込まれていて、障害福祉サービスを利用する障害者の9割が無料となっています。対して介護保険はサービス利用料の1割が原則、自己負担となります。厚労省は、制度切り替え（65歳問題）に伴う自己負担額や介護保険に移行した障害者の人数などの実態調査を行い、今秋にも中間報告を出す予定と。その結果を総合支援法の見直し議論に反映させるとしています。今後の論議の流れを注視していきたいと思います。

・「あいち聴覚障害者センター開所」が、昨日、中日新聞の県内版に載った。この4月より、場所は桜華会館1階（名古屋市中区）。運営は、愛知県内の難聴・中途失聴者協会、盲ろう者友の会、登録要約筆記者の会、手話通訳問題研究会が連携し、「一般社団法人 愛知県聴覚障害者協会」が行います。当事者が相談に乗るということで、大村知事から「コミュニケーション支援の拠点に」と挨拶がありました。

・生活困窮者自立支援法の動きについて、各市町で試行錯誤をしながらも取り組みが始まっています。市町によっては、自立支援協議会「相談支援部会」などで学習会も開催されています。

「相談支援事業」と「居住確保」の2事業が自治体の義務です。就労支援などの任意事業が生活再建のカギと言われています。ある市では、生活困窮者自立支援法の「就労準備支援事業」について、「障害者の就労支援を行っている事業所に委託したい」として、「就労準備支援（案）」が出されました。まだこの制度について、詳細なものが国などから出されていない中ではありますが、「支援の方法・人員配置」、「委託料」などについて、意見交換がされています。参加されていたハローワークからも「中間的就労」（企業など体験的に働くこと）の内容についてまだ具体的な動きはないとのこと。今後、国の動向を見ながら、それぞれの市町が取り組むことになっていくことになります。

・「障害者福祉は、儲かる」と新規参入が激増。

就労継続支援A型事業の急激な市場の拡大に続き、放課後等デイサービスについても、平成24年の児童福祉法の一部改正により、参入規定が緩和され、社会福祉法人やNPO法人だけでなく、一般社団法人や株式会社、規模の小さな会社でも簡単に参入できるようになりました。

これに伴い、放課後等デイサービスを「低投資で高収益が得られる起業のチャンス」と捉え、新規参入する事業者も増えており、「開設支援セミナー」を行う業者さえ現れている。障害児の放課後の居場所づくりに取

り組んできた「障害のある子どもの放課後保障全国連絡会」の園山満也会長は「放課後デイの事業所が増えているのはそれだけニーズがあったということ。丁寧な実践で子供たちが成長するケースもあり、本人や家族の負担と環境は大きく改善された」とする一方で、「放課後デイをビジネスチャンスととらえる事業者が多く参入する反面、親には、送迎付きで土日まで子どもを見てもらっているという意識があり、多少のことには目をつぶってしまうところもある」と打ち明ける。「専門性を身につけようと職員らが熱心に研修に取り組んでいる事業所もあるのに…」と困惑を隠さない。部屋でビデオを見せたり、ゲームをさせたりしている…といった事業所の噂が絶えず、障害に関する基礎知識すらないまま働く職員もいるということです。

「質の問題」が課題となっているのを受け、厚労省は、今年4月にガイドラインをまとめました。放課後等デイサービス全体の質の課題解決はこれからという感じです。

・「カウンセラーらの全校配置めざす」

先月7月3日、文科省の諮問機関である「中央教育審議会（中教審）」が、「子どもの心の相談にのるスクールカウンセラーと福祉の専門家スクールソーシャルワーカーの全校配置めざす」「配置にあたり、これまでの補助制度から教員と同じ国庫負担の対象とする」とまとめをし、教員をサポートする「チーム学校」の環境づくりを目指すとのことです。

・PDSAサイクルについて。

精神科病棟に入院する青少年が、病気の症状のために突発的に危険な行動を取った場合、病院スタッフはそれを止めに入る必要がある。その際、スタッフがけがを負う場合がある。青少年が入院する精神科病棟でしばしば発生するスタッフのけがを減らすために、「PDSAサイクル」の実施が効果的であると分かった。

PDSAサイクルは、「計画（Plan）、実行（Do）、反省・学び（Study）、改善（Act）」のプロセスを繰り返すマネジメント方法。一般的にビジネス分野で「PDCA」という言葉があり、Cは検証（Check）とされる。ここをスタディーにしている。失敗から学ぶという姿勢で、より危険行動という特殊性を踏まえ、「スタッフと入院中の青少年との関わりの改善」に焦点を絞ってPDSAサイクルを実施した。PDSAサイクルを6カ月続けた結果、スタッフのけがは、週に2.2件発生していたのが、週に0.77件となっており、65%減っていた。PDSAサイクルの実施は、スタッフのけがの発生件数を減らし、発生間隔を空けるのに効果的だと分かった。失敗に学び、同じ失敗を繰り返さないように対策を立てるPDSAサイクル。今後の業務の改善に結びつくように周知をはかっていくとのこと。

会 長	<p>ありがとうございました。アドバイザーには、適宜アドバイスをお願いしたいと思います。次に、議事に入ります。</p> <p>議題1. 障害者自立支援協議会についての説明を事務局からお願いします。</p>
事務局(市)	<p>資料2により説明。体制、スケジュールの図をご覧ください。本日が第1回目、11月、2月の3回開催予定。来年度第1回は平成27年度実績の自己評価を行います。任期は2か年で年度を区切り、平成29年3月31日までとなります。</p>
会 長	<p>これは報告になりますので採決はとりませんが、ご質問がありますか。</p> <p>次に議題2. 平成26年度専門部会報告について、本日、各部会から説明に出席いただいていますので、順次、説明願います。質問はまとめてお伺いすることにします。よろしく願います。(以下、パワーポイントを用いて説明)</p>
ケアマネジメント部会長	<p>人材確保の問題には個人的にも危惧しています。その辺りもさらに検討していければと考えています。「一人暮らしをしてみたい青年」の事例検討と支援をする上で、ボランティアセンターでは個人的支援に入るボランティア確保は難しいという問題がありました。また、施設が解体されていくと地域で暮らしていくことが必要になるため、「居住の場」を考えていくことが必要と思っています。今後も勉強会や部会の創設に向けて考えていきたいと思っています。</p>
就労部会長 (代理)	<p>特別支援学校の卒業後の進路決定というところに重点を置いて取り組みました。進路説明会・相談会では中学の特別支援学級の保護者の参加が少なく、今後の課題と考えます。市内特別支援学級の先生の出席や参加をいただけたら良かったと、早めの情報提供が重要だったと考えます。また、企業向けの啓発が一旦ストップしている状況のため、どう再開するかが課題となっています。</p>
子ども部会 (事務局)	<p>部会長が急遽予定が入ったため事務局より報告します。事業所連絡会・交流会を開催して情報交換を行いました。特別支援コーディネーター研修会の企画に子ども部会から参画しています。今後、保護者を含めた療育支援システムの整備を検討するという意見が出ています。</p>
権利擁護部 会長(代理)	<p>災害時支援については居住サポート部会でサポートブックを作成したものを元に映画上映会で啓発しました。差別解消法について平成28年4月施行のため最重要課題として今後取り組んでいきたいと思っています。上</p>

	<p>映会ではパネル展示もして興味を持って見ていただけました。権利条約への批准もある。虐待防止法自体も一般の方にどれだけ知られているのか、その前に部会員がより知っておく必要がある。権利擁護関連法に重点を置いた活動をしていきたいと考えています。</p>
会 長	<p>4つの専門部会の報告についてご意見、ご質問がありますか。</p>
委 員	<p>ハローワークの地域の状況をお聴きしたいです。</p>
委 員	<p>管轄地域が広く、地域ごとの求職状況は把握していません。当所としては障害を持つ方の前年度の新規求職者件数は1,155名。26年度の有効中の方が、1,749名。うち身体619名、知的225名、精神850名、その他発達障害、特定疾患の方55名。前年度比13.6%で増加しています。一般企業・A型事業所に紹介させてもらっています。昨年度紹介件数2,473件。うち就職件数556名。前年度比12.1%増。556名が就職し、内訳は、身体199名、知的63名、精神275名、その他19名。どこのハローワークでも精神障害の方が増えているところですが、すべてオープンという訳でなく、クローズで就職されている方もいます。</p>
会 長	<p>当事者の方が資料を見たいときはどうすればよいですか？</p>
委 員	<p>愛知労働局の下に各ハローワークがある。ホームページを持っているため、統計情報で見ただけのご覧いただけます。</p>
委 員	<p>専門部会名簿の愛歩の備考欄のところを生活介護事業所に訂正してください。</p>
委 員	<p>手嶋先生のお話で、初めて自立支援協議会の役割を聞けたと思いました。地域で利用者自身が主体的に地域づくりをすることができることが協議会ということだが、部会の報告を聞いていると事業所の連絡会という雰囲気が強くなっており、当事者の意見はどう吸い上げているのだろうと思いました。就労部会の報告で、放課後デイの事業所が増えているということは、働きに出る親が増えているわけだが、残念だと思ったのは、高2になってからいろいろなことがわかったという親がいるということについては、自分で事業所に見学の連絡を入れるのはハードルが高いということなのだろうと、しかし、昔は自分たちで盛んにグループを作って見学に動いていましたが、今は、事業所の方が動いていることがわかりました。自分たちの活動の矛盾をあらためて感じました。どんなふうにしていったらいいか、</p>

<p>会 長</p>	<p>自分たちの課題ですね。手嶋先生の話は本当にわかりやすかったです。ありがとうございました。</p> <p>議題3. 障害者福祉センターの事業実績と議題4.の事業計画について、まとめて事務局より説明願います。</p>
<p>事務局（センター） 会 長</p>	<p>資料4、5により説明。</p> <p>ただいまの説明に関して、ご質問、ご意見等ございますか。</p> <p>それでは、これで議事を終わります。事業所間の連絡会になるのではなく、それぞれの立場で活発な意見を交わせる協議会にできればと思っている。本日は活発なご意見・ご質問をありがとうございました。これ以降は事務局にお返しします。</p>
<p>事務局（センター）</p>	<p>会長ありがとうございました。</p> <p>それでは、次第8その他についての説明を順次進めます。</p>
<p>事務局（市）</p>	<p>移動に関する支援について、資料6により説明。</p> <p>意見があれば、8月31日までに介護福祉課までに、ご連絡いただくようお願いいたします。</p>
<p>事務局（市）</p>	<p>障害者差別解消法に関する報告事項について資料7により説明。</p> <p>今年度、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する職員対応要領」を作成するに当たり、別紙により事例調査を実施します。募集期間9月16日までで、点字版も作成予定です。</p> <p>次に、就労部会、子ども部会、権利擁護部会の専門部会に、本会委員から参加を希望される場合は、別紙により、8月17日までに地域福祉課まで、お申し出ください。</p>
<p>事務局（センター）</p>	<p>チラシ案内</p> <p>チャレンジド夏祭りを8月8日（土）に市民会館で開催しますので、お誘いあわせの上おでかけください。もう一つは事務事業外部評価を8月22日（土）に実施のご案内です。</p> <p>次回の開催日は、11月2日を予定しております。今後は、障害者相談支援センターから、ご案内をしますので、よろしく申し上げます。</p> <p>それでは、第1回日進市障害者自立支援協議会を終了します。ありがとうございました。</p> <p style="text-align: right;">（16時15分終了）</p>